

令和5年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会 会議録

1 日時 令和5年8月14日（月）午後2時00分～午後2時50分

場所 おだわら市民交流センターUMECO 会議室7

2 出席者氏名

学識経験者 嶋 崎 政 男（会長）

臨床心理士 杉 崎 雅 子（職務代理者）

社会福祉士 岸 本 靖 子

弁護士 坂 本 結

医師 横 田 俊一郎

3 教育委員会職員

教育長 柳 下 正 祐

教育部長 飯 田 義 一

教育部副部長 栢 沼 教 勝

教育総務課長 岡 田 夏 十

教育指導課長 中 山 晋

教育相談担当課長 西 村 泰 和

教育指導課指導主事 岩 立 忠

（事務局）

教育総務課副課長 加 藤 和 永

教育総務課主任 漆 崎 亜結美

4 議題等の概要

（1）小田原市のいじめに関する状況について

（2）その他

5 議事等の概要

（1）開会宣言

○教育総務課長 定刻となりましたので、令和5年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます教育総務課長の岡田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の出席者は5名で、定足数に達しております。

それでは、はじめに、本日の資料の確認をさせていただきますと存じます。

お手元の資料を御覧ください。資料1「小田原市いじめ防止基本方針」、資料2「小田原市が実施するいじめ防止の措置」、資料3「小田原市のいじめ対策に係る関係機関とその役割について」、資料4「令和5年度第1回小田原市いじめ問題対策連絡会 会議概要」、資料

5 「令和3年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期の欠席の状況について」、

資料6「いじめの重大事態に関する調査結果の公表方針」となります。不足等がありましたら、お申し出ください。

(2) 委嘱状交付

○**教育総務課長** 次に、委嘱状の交付を行います。

恐れ入りますが、御名前をお呼びしましたら、自席にて御起立ください。

(委嘱状の交付)

(3) 教育長挨拶

○**柳下教育長** 本日は、小田原市いじめ防止対策調査会に御出席いただきありがとうございます。

皆様には御多忙の中、本調査会の委員をお引き受けいただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

さて、いじめ防止対策推進法が制定されて今年で10年となり、本市においても学校でのいじめの積極的な認知等による早期発見・早期対応や本調査会によるいじめ対策の実効性向上に関する審議等を進めてまいりました。

いじめの重大事態が発生した場合には、本調査会に諮問し、調査をお願いすることになりますが、教育委員会としていじめの未然防止に力点を置き、子どもたちが安心して生活できる学校、地域社会に向けて、引き続き、保護者や地域の方々、関係機関等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

限られた時間ではありますが、皆様の御意見やアドバイスをお聞かせいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(4) 自己紹介

○**教育総務課長** 続きまして、本日は最初の会議になりますので、委員の皆さまから自己紹介をお願いしたいと存じます。

岸本様、坂本様、嶋崎様、杉崎様、横田様の順をお願いいたします。

○**岸本委員** 岸本靖子と申します。前職の芦田さんから御推薦いただいてこの場にいらしていただいております。皆様素晴らしい方々で、子どもたちに対する愛情が深い方たちと御一緒させていただけることを大変光栄に思うとともに、身が締まる思いであります。御指導のほどよろしく願いいたします。

○**坂本委員** 弁護士の坂本と申します。前期に引き続き2期目となります。弁護士となりちょうど7年目ぐらいになります。これから必要な場面では発言させていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

○**嶋崎委員** 神田外語大学の嶋崎政男と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○**杉崎委員** 心理士の杉崎と申します。前期に引き続きまして小田原の教育に携われることを大変嬉しく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○**横田委員** 横田俊一郎と申します。市内の北ノ窪で小児科を開業して今年で30年となりました。不登校のお子さんを診る機会も多いのですが、何か力になればと思います。よろしくお願いたします。

○**教育総務課長** ありがとうございます。次に、市の出席者を御紹介します。

○**柳下教育長** 教育長の柳下と申します。

○**教育部長** 教育部長の飯田と申します。

○**教育部副部長** 教育部副部長の栢沼と申します。

○**教育指導課長** 教育指導課長の中山と申します。

○**教育相談担当課長** 教育相談担当課長の西村と申します。

○**教育指導課指導主事** 教育指導課指導主事の岩立と申します。

○**教育総務課長** 教育総務課長の岡田と申します。

なお、通常ですと、ここに小中学校の校長会から代表の校長が来ていますが、本日学校閉庁日のため欠席とさせていただきます。

ここで、教育長、教育部長、教育部副部長におきましては、公務の都合により、退席させていただきます。

(教育長、教育部長、教育部副部長 退席)

(5) 会長・職務代理者の選出

○**教育総務課長** 続きまして、会長及び職務代理者の選出を行います。

小田原市いじめ防止対策調査会規則第4条第1項の規定により、会長は、委員の互選により定めることとなっております。会長の選出方法について、御意見・御提案等はございますか。

(「事務局案」の声あり)

○**教育総務課長** 事務局の案といたしましては、これまでも会長として調査会の円滑な運営に御尽力いただいてきた嶋崎委員に、会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育総務課長** それでは、嶋崎委員に会長をお願いしたいと存じます。

ここで、嶋崎会長から、一言御挨拶をいただきたいと思ひます。

○**嶋崎会長** 御推薦いただきありがとうございます。私は、実は10の自治体で委員長をやらせていただいております。小田原市さんのいじめの対応はとても素晴らしいと思っております。また、重大事態がない方が良いのですが、万が一起きた場合には、私たち委員5名で精一杯頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○**教育総務課長** ありがとうございます。次に、会長の職務代理者ですが、規則第4条第3項の規定により会長があらかじめ指名することとなっております。

嶋崎会長から、指名をお願いします。

○**嶋崎会長** 杉崎委員にお願いしたいと思います。

○**教育総務課長** それでは、杉崎委員に職務代理者をお願いしたいと存じます。

ここで、杉崎委員から、一言御挨拶をいただきたいと思います。

○**杉崎委員** 大変荷が重く感じておりますが、精一杯務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**教育総務課長** それでは、ここからは、規則第5条第1項の規定により、会長に進行をお願いしたいと思います。嶋崎会長、よろしくお願いいたします。

(6) 議題(1) 小田原市のいじめに関する状況について

○**嶋崎会長** それでは、委員の皆様よろしくお願ひいたします。本日は次第に記載されています小田原市のいじめに関する状況について、事務局に御説明いただきながら、私たちが質問、意見等を出していけたらと思っております。それでは、説明を事務局からお願ひいたします。

○**教育指導課指導主事** それでは、報告いたします。

まず、資料1「小田原市いじめ防止基本方針」を御覧ください。こちらは、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、本市では、法第12条に基づき、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止対策や指導のあり方等を整理し、平成26年12月に「小田原市いじめ防止基本方針」を策定、その後平成30年3月に、国、県の方針が改定されたことからその内容を反映させるため、改定しております。

2ページを御覧ください。この基本方針ではいじめ防止対策推進法に基づいていじめを定義しています。いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされています。

「いじめ」の定義としては、四つの要素が含まれます。一つ目が行為をした者も対象となった者も児童生徒であること、二つ目が一定の人的関係が存在すること、三つ目が心理的物理的な影響を与える行為をしたこと、四つ目が当該行為の対象となった者が心身の苦痛を感じていることです。

この小田原市いじめ防止基本方針に基づき、各学校でも「学校いじめ防止基本方針」を作成しております。各学校ではホームページでの公表や学校だより、PTAだよりなどで保護者や地域の方々へも周知するように努めております。

また、小田原市及び各学校は、「小田原市いじめ防止基本方針」に基づく「小田原市が実施するいじめ防止の措置」（資料2）により、いじめの未然防止、早期発見・早期解決、重大事態への対処ができるようにしています。本調査会は、資料の右中ほどにありますように、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づいて設けられています。

いじめの防止のためには、関係機関と連携することも重要です。資料3「小田原市のいじめ対策に係る関係機関とその役割について」を御覧ください。関係機関、家庭、学校、教育委員会、地域団体がいじめ対策のために、「未然防止への対応」「個別事案への対応」「重大事態への対応」とそれぞれの段階に応じた取組を行っています。

関係機関と連携したいじめ予防のため、「いじめ問題対策連絡会」を行っていますが、今年度は第1回連絡会を資料4のとおり7月に書面により開催いたしました。

さて、小田原市のいじめに関する状況について、資料5「令和3年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について」を御覧ください。本市のいじめの認知件数は、小学校で924件、中学校で196件となっております。令和2年度と比較して、小学校では369件の増加、中学校では48件の減少となっております。いじめの態様で一番多かったものは、小中学校とも、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっています。令和3年度は、様々な人とコミュニケーションを図る機会が少しずつ増えてきたことで、児童生徒は時には友達とぶつかりながら、発達段階に応じて関わり方を学んでいます。

積極的にいじめを認知し、いじめの芽が小さいうちに対応することは、仲間との適切なコミュニケーションをとる力（関わる力）を育成するために重要です。また、結果としていじめの重大化を防ぐことにもつながっていると考えています。

最後に、いじめ重大事態に関する報告をいたします。

資料6「いじめの重大事態に関する調査結果の公表方針」を御覧ください。いじめの重大事態に関する調査結果の公表のあり方については、令和4年4月に行われました「令和4年度第1回小田原市いじめ防止対策調査会」で御協議いただいた内容をもとに、令和4年8月教育委員会定例会で議決されています。

公表方針を定めた以降、いじめ重大事態はありませんが、その意義を踏まえ、以前のいじめ重大事態2件について現在市のホームページで公表しています。それぞれ6か月の公表期間終了後に削除する予定です。

以上、事務局からの説明を終わります。

○嶋崎会長 ありがとうございます。多岐にわたるご報告をいただきましたので、委員の先生方、それぞれ御専門の立場からここはもう少し聞いておきたい等ございましたら御発言いただければと思います。御質問、御意見合わせてで結構です。

○坂本委員 最後に御報告いただいた公表している2件のことですが、1件公表にあまり積極的ではなかったかと思いますが、現時点でホームページのアクセス数はどの程度になりますか。

○総務課副課長 事務局として今アクセス数はカウントしていない状況なので、また改めて情報を提供させていただきたいと思います。

1件目、3月に公表した調査会案件に関しては保護者の方からホームページに掲示したことを報道機関に情報提供してほしいとの御意向がありましたので、ホームページへの掲示と併せて報道機関へ情報提供いたしました。その中で地域のタウンニュース、神静民報の2社が「こういう形で小田原市が公表した。」という事実のみを記事にされたという経緯がござ

います。もう1件の学校調査の方ですけれども、調査会の方でも調査いただいた案件でございますが、6月に保護者の合意が取れまして、ホームページで公表させていただいております。こちらに関しては、保護者の意向として「報道機関への情報提供はいいです。」というお話をいただいております、あくまで今後の予防に向けてホームページへの掲示をしていただければ良いとの御意向をいただきましたので、ホームページへの掲示をさせていただいているという状況です。現在の重大事態の公表についてはそのようになっております。

○岸本委員 予防はとても大事だと思っていて、ただとても難しいことだと思っております。各学校でどんな取組をなさっているのか、あと、「生命（いのち）の安全教育」という取組があると思いますが、そういったものがどれくらい浸透しているのかお伺いできればと思います。

○教育指導課指導主事 まず各学校での取組というところですが、先生が子どもたちの様子をしっかり見るということをしています。それから各学校で子どもたちにアンケートをしてその中で嫌なことがあったか、見たことがあるかということ聞いています。また、日々の学校生活のいろいろな場面の中で、子どもたちにお互いを思いやることの大切さなどを伝えており、道徳の授業でもそのようなことを扱っています。

「生命（いのち）の安全教育」の方ですが、資料や情報の提供などを行っているほか。普段の学校生活の中や道徳の授業の中で命の大切さについては伝えている状況です。

○教育指導課長 前半の学校の取組ですが、坂本委員も来ていただきますが弁護士会による「いじめ予防教室」等、様々な外部機関との連携も含めながら学校の中でも行っているところです。各学校独自の取組も多いですので、ここで一概にお答えはできませんけれども、それぞれ学校で工夫して取り組んでいるところです。

○杉崎委員 私も予防とか未然防止はとても大事だと思っております。必要な学校ほどそういった活動ができない状況にあると思っております。

最後の資料でソーシャルスキルトレーニングやアンガーマネジメント等について書かれているのですけれども、実際なかなか時間をとってやるのが難しいというところがあると思います。10分でも15分でも短時間でもできる内容もあると思いますので、スクールカウンセラー等の力なども借りながらこういうことに取り組んでいただくと良いと思います。あと、小田原市の健康づくり課の保健師さんが中心となってすすめている「SOSの出し方教室」という、小学校6年生を対象とした自殺対策事業がありまして、3年ほど私も関わらせていただきました。ストレスマネジメントの話から入り、つらいときにちゃんとSOSを発信できるようにという取組ですが、小学校6年生ですとあまりストレスのことをちゃんと聞いたことがないとか、相談がなかなかできないとか、そういう意見が事前のアンケートで子どもたちから結構出ていて、「こんなこというと親を心配させる」とか「先生に悪い」とかそういう意見があって、ちゃんと必要なときに援助を求められるということも大事だと思っております。

○教育指導課長 杉崎委員がおっしゃるとおり、やはり発信をするという、子どもが自分の辛い部分であるとか、悩み、相談等を発信するというところが非常に大事なところだと思います。特にコロナがあって教員と児童生徒の距離が離れてしまったということもあると

思うので、その辺も踏まえて各学校で取り組んでいるところです。今、学習用端末を一人1台持っておりますので、先ほど指導主事からもありましたけれども、いじめのアンケートなどもそういうものを活用しながら行っていければ良いと思っています。書いたりするとなかなかうまく書けないようなものや、先生に言いに行けないような子は例えば打ち込んで、そういうものを介して先生に伝えるとかそういう工夫している学校もあります。やはり、自分で発信できるということをしっかりやっていかなければいけないことだと感じております。

○嶋崎会長 今のお話は学校独自の取組で、市全体でいつでも受け付けますよというようなシステムはないのでしょうか。

○教育指導課長 今、市としてはそういうシステムはないのですが、教育相談の窓口などでは対応しています。

○横田委員 先ほどお話に出てきました講演会とか学校におけるいじめ防止対策委員会というのは、1年間でどれぐらい行われているものなのでしょうか。開かれれば教育委員会に報告があるのでしょうか。

○教育指導課長 全部は報告してもらってはいない状況です。

○横田委員 私のところに不登校で学校に行けないというお子さんがいらっしゃいます。理由はいろいろありまして、いじめだけではないのですが、どうして行けないのか分からないお子さんが非常に多いのですね。まず、スクールカウンセラーの先生と話したことあるか聞くと、話したことあるという子もいますし、話したことなかったという子もいるので、そういう道があるということはまだ知らないということもあるのかなと思います。それから学校の先生といろいろ話してもなかなか取り合ってもらえない、どこに相談したら良いかと聞かれることも結構あります。そういうときは教育委員会に相談したら良いのではないかとお話することがあるのですが、お母さんたちが困ったときにどうしたら良いかということ、どういう道筋で誰に相談したら良いかということをもっとしっかり発信していったら良いのではないかと感じます。

○教育相談担当課長 子ども若者教育支援センター・は一もにいを令和2年4月にオープンしまして、教育相談、それから支援教育の推進事業等を中心に取り組んでおります。その中で保護者の方には不登校の相談ですとか、学習支援の相談ですとか、そういったお子さまの自身の悩み、それから御家族の悩みなどを相談いただいております。新入生については、入学説明会のときに、は一もにいの案内を配布しています。また、入学後に長期の休みの後等に配布しているは一もにい通信というもので、こういったところで相談を受けることができますよということをお知らせさせていただいております。よろしければこちらの案内をお持ちいただければと思います。

○杉崎委員 暴力行為の状況について御説明いただいたところですが、令和3年度の小田原市の1,000人あたりの暴力行為の発生件数が、全国の発生件数を上回っていますが、その理由などは考えられるものはありますか。

○教育指導課長 学校からの集計ですので、令和2年度、3年度にかけてはやはりコロナがあったということで、学校としてはよりていねいに見ていくということをやっていたという状況です。コロナ以前と比べて、些細なことでも計上していくということがあります。こ

れに伴って、大きな事故になっているとか、そういうことはこちらでは把握しておりませんので、よりていねいに暴力行為を認めることが多かったのかと思います。

○**杉崎委員** いじめの認知件数と同じで、しっかり見ているから件数が多いということですね。

○**教育指導課長** ここ数年で、いじめの認知件数が一番多かったのですけれども、やはり些細なことも見ていこうと、数が多いことは悪いことではないということが学校の方にしっかり周知されてきたと思っております。

○**嶋崎会長** そこで一つ質問させていただければと思いますが、都道府県間のいじめの認知件数は30数倍とか離れているのですけれども、小田原市では学校間の差はどのような感じでしょうか。

○**教育指導課長** 詳細なデータは今は持ち合わせていないですが、多少はあるかと思えます。

○**嶋崎会長** 認識として多少でよろしいですか。

○**教育指導課長** 基準は分からないのですが、やはり、我々から見て差がある、これは同じような捉えではないかなという認識ではあります。

○**嶋崎会長** 私が伺いたかったのは、各学校の捉え方が正しく捉えられていますかということなんです。例えば、AがB、C、Dからいじめられていた、この件数と、逆にAがB、C、Dをいじめていた、この件数をごっちゃにしている学校はありませんか。

○**教育指導課長** 細かいところにつきましては、その調査が市教委に提出されたところで担当の指導主事が一つひとつ確認をしておりますので、そこの部分はかなり統一性は取れているかと思えます。

○**嶋崎会長** 東京都のある区の事例ですけれども、今、事例として出したAがB、C、Dをいじめているといった場合に、これはB、C、Dがいじめられているので3件ですよ。けれども、AがB、C、Dからいじめられているとなったら1件ですよ。これが理解できていないところがたくさん発見されました。小田原市さんは素晴らしいと思います。

○**教育指導課長** 補足ですけれども、年に1回、児童生徒指導の担当教員を集めて研修会を行っていて、いじめの件数の出し方なども含めて伝えています。

○**坂本委員** 先ほどの私どもも関わっている「いじめ予防教室」ですが、今年度で全校回りきる予定でしょうか。

○**教育指導課指導主事** 来年度で全校回り終わる予定です。

○**坂本委員** 前任校で受けた校長先生は、非常に前向きに取り組まれている印象がありますが、校長先生が話を握りつぶしているのではないかというような相談もあります。先ほどのお話ですと指導の担当教員を集めて研修会をされているとのことですが、校長先生など管理職については、いじめの対応の研修などはあるのでしょうか。

○**教育指導課長** 研修という形では特にはやっていませんが、結果が出たときには情報提供であるとか、校長会を通じて行っています。

○**坂本委員** 非常にナーバスになっていらっしゃる保護者の方が来ると思うのですが、そういう相談が来た時の対応などを教育委員会が指導やアドバイスはされているのでしょうか。

○**教育指導課長** 個々に相談がありましたらそういう対応もできますけれども、一同に会しての研修会という形はとっていないです。

○**坂本委員** 新人の校長先生はそういう研修は受けずに校長業務は開始されるということですか。

○**教育指導課長** 市としての研修ではありませんけれども、おそらく県の方でいじめ対応や教育相談に関する研修などがございます。

○**岸本委員** スクールソーシャルワーカーとして学校に入らせていただいております、以前小田原でも少しさせていただいたことがあって大変お世話になりました。

よく感じるのは、コロナによって子どもたちが非常に影響を受けている、3年分ぐらい幼いと感じます。3年生が1年生みたいに感じる場合があります。それから、加害児童の裏にどんな事情があるのか、ていねいに見ていく必要があると思っています。

○**杉崎委員** 私も被害者の子はもちろん加害者と言われている子にもていねいに関わっていかなければいけないと思っています。

○**嶋崎会長** 坂本先生にお伺いしたいのですが、私が重大事態に関わる中で、最近多く感じるのが、双方が被害を訴えるということで、そういう傾向はありますか。

○**坂本委員** たしかにお互い様であるようなケースはあると思います。双方を調べていく調査委員会では「うちこそが被害者なんです。」とおっしゃる保護者の方もいたりして、そういう面では難しくなってきたと感じます。杉崎委員もおっしゃったように、加害者の子こそ手当しなければいけないということもあると思います。そのお子さんも今後成長していかなければいけない、そういった場所がなかなかないのではないかという印象です。

○**嶋崎会長** 今のお話ですけれども、教育委員会の方に23条の報告が来たときに「加害者」「被害者」という書き方していますか。それがとても心配です。被害者は訴えた側、加害者の方は関係者という言葉がよく使われているかなとその辺の書式など、学校から報告を求める際の留意点などはございますか。

○**教育指導課長** 書式は確認してみます。学校での対応は、今、嶋崎会長がおっしゃられたとおり、最初から加害者ありき、加害者としての対応ではなくて個に応じた、個に対しての聞き取りであるとか、相談という形をとっています。

○**嶋崎会長** 今、重大事態はないですが、心配なことなどはありますか。

○**教育指導課指導主事** こちらにこういったことがあったというような相談はありますけれども、学校の方と連携しながら子どもたちが安心して過ごしていけるようにやり取りをしているところです。

○**嶋崎会長** それでは、質疑・意見も尽きたようですので、議題1を終わります。

続きまして、その他について、事務局から何かありますか。

(7) その他

(質疑・意見等なし)

○**嶋崎会長** それでは、以上で、「その他」を終わります。

本日、予定していた議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

6 閉会宣言

○**教育総務課長** 本日は、ありがとうございました。

次回の調査会につきましては、来年の1月～2月頃を予定しておりますが、具体的な日程は、別途調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。